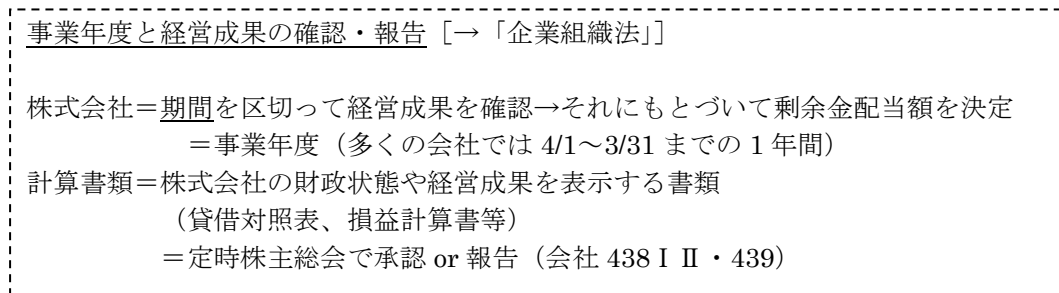


### 3. 取締役会設置会社の経営機構(1) 株主総会

#### 3-1. 意義と権限

(1)意義＝株主によって構成され、会社としての意思を決定するための機関

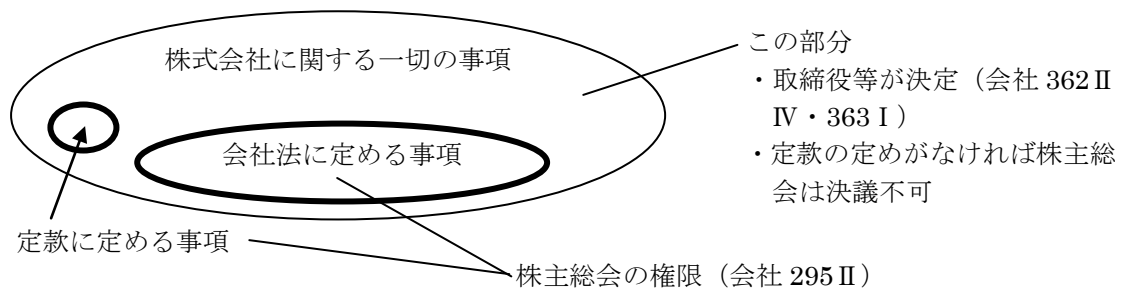
①定時株主総会（会社 296 I）：計算書類の承認または報告、役員を選任 etc.



②臨時株主総会（会社 296 II）：合併の承認 etc.

株主総会で決議が行われるまでの流れ： 招集 → 議事・決議

(2)取締役会設置会社の株主総会の権限（会社 295 II）



\*会社法上定められる決議事項 [テキスト 4 章 2 節 **1**(2)(a)]

所有と経営の分離——その理由

### 3-2. 招集と決議

#### 3-2-1. 概要

(1)招集 [テキスト 4 章 2 節 2(1)(2)] —— 詳細な規定が定められる理由

招集権者 (誰が)	原則：取締役会が招集について決定 (会社 298 I IV) →これにもとづき代表取締役が招集 (会社 296 III) 例外：少数株主 (会社 297) 要件＝議決権の 3%、6 か月以上保有
招集時期 (いつ)	株主総会の日日の 2 週間以上前 (会社 299 I)
招集方法 (どうやって)	招集通知によって招集 (会社 299 I) 書面 (会社 299 II) または電磁的方法 (会社 299 III) で 通知の記載事項 (会社 299 IV・298 I) 例：目的事項 (議題) (会社 298 I ②)
招集通知と同時に交付する書類	参考書類・議決権行使書面 (会社 301・302) 計算書類・事業報告、監査役・会計監査人の監査報告 (会社 437)

(2)議事 [テキスト 4 章 2 節 3 4(3)(a)]

(a)議事運営

議事を司る人	議長 (会社 315)：株主総会の秩序を維持、議事を整理、退場命令可能 定款で社長を株主総会議長とする会社が多い
議事の進行	報告事項：会社側から報告 決議事項：議題について審議の後、採決
採決の方法	議長の裁量 (挙手、拍手 etc.)

\*実際の議事運営の様子：net ir (<http://www.net-ir.ne.jp/soukai/index.html>)

#### 事例 3-a 議事運営 [テキスト Case4-3 を一部変更]

A 株式会社 (電力会社) には、原子力発電に反対する株主 B とその仲間が多数いる。B らは、数年前から会社の内外で示威行為を行い、株主総会でも、議長に暴言を吐いたり、物を投げたりして、議事を妨害してきた。平成 21 年の株主総会でも、B らの議事妨害が予想されることから、A 会社は、屈強な体格の従業員のうち A 会社株式を保有している者に休暇をとらせ、一般株主が入場する前に彼らを総会会場に入場させた。そして、前から 5 列目までの座席すべてに従業員株主を着席させた。

最判平 8・11・12 判時 1598-152

(b)取締役等の説明義務（会社 314）

拒否事由（会社 314 但・会社則 71） 例：会社則 71①

説明の程度

(3)議決権

議決権の数： 原則（会社 308 I） / 例外（会社 108 I ③・308 II etc）

——このようなルール理由

(4)決議要件

普通決議（会社 309 I）	定足数 [総株主の議決権の過半数] +出席株主の議決権の過半数賛成 *定款で定足数排除可
特別決議（会社 309 II）	定足数 [総株主の議決権の過半数] +出席株主の議決権の 3分の2（定款で引上げ可）以上賛成 *定款で定足数引下げ可（3分の1まで）
特殊決議（会社 309 III IV）	さらに厳重な要件

定足数：決議が成立するために最低限行使されなければならない議決権の割合

3-2-2. 株主提案権

(1)議題・議案の決定と株主提案権

議題＝会議の目的事項

議案＝議題についての具体的な提案

誰が決める？——原則（会社 298 I ②IV）／例外：株主提案権（会社 303-305）

**事例 3-b** 株主提案権

Xは、Y株式会社の株主である。Y会社は、2010年6月に定時株主総会を開催する予定である。①Xは、Y会社の取締役Aの解任について定時株主総会で決議をしたいと思っているが、会社側はそのような議題を定時株主総会で扱う予定はない。②Y会社は、「剰余金の配当の件」を議題とし、1株あたり100円を配当する旨を提案している。しかし、Xは、1株あたり200円が適切な配当であると考えている。

(2)議題提案権（会社 303）

要件：議決権の1% or 300個以上の議決権、6ヶ月以上保有+8週間前までに書面で請求

拒否事由（会社 303 I 括弧）

(3)議案提出権・議案通知請求

議案提出権（会社 304）

議案通知請求（会社 305）

拒否事由（会社 304 但・305IV）

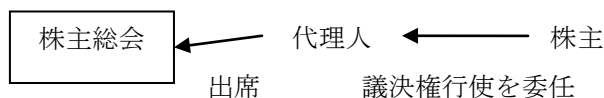
(4)実際の利用

原発反対等について株主提案権が行使できる理由（会社 303 I 括弧参照）

### 3-2-3. 議決権の代理行使等

#### (1) 議決権の代理行使

##### (a) 意義 (会社 310)



##### (b) 定款による代理人資格の制限

###### 最判昭 43・11・1 民集 22-12-2402

「[議決権行使の] 代理人は株主にかぎる旨の...定款の規定は、株主総会が、株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限ということが出来るから、...商法二三九条三項 [会社 310 I] に反することなく、有効であると解するのが相当である。」

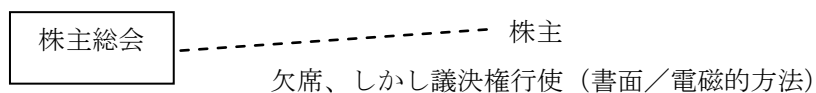
###### 事例 3-c 定款による代理人資格の制限 [テキスト Case4-5 を一部変更]

A 株式会社には、その大株主として B 銀行がいる。B 銀行は、A 会社の平成 21 年の株主総会の議案について賛成の意向を示し、株主総会の当日は従業員アユミさんを出席させ、代理人として議決権行使をさせる旨を A 会社に伝えてきた。ところで、A 会社の定款には、株主総会における議決権行使の代理人資格を株主に限る旨の規定がある。アユミさんは、A 会社の株主ではないが、その議決権行使を認めた場合、定款違反の議決権行使になるのだろうか。

###### 最判昭 51・12・24 民集 30-11-1076

「株式会社が定款をもつて株主総会における議決権行使の代理人の資格を当該会社の株主に限る旨定めた場合において、当該会社の株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、...右定款の規定に反しないと解するのが相当である。ただし、右のような定款の規定は、株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨に出たものであり、株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、特段の事情のない限り、株主総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれはなく、かえって、右のような職員又は従業員による議決権の代理行使を認めないとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらすからである。」

(2)書面・電磁的方法による議決権行使



①書面による議決権行使 (会社 298 I ③)

②電磁的方法による議決権行使 (会社 298 I ④)

採用についてのルール

- ・原則 (会社 298 I ③④IV)
- ・株主数 1000 人以上の会社 (会社 298 II)

(3)議決権の不統一行使 [テキスト 4 章 2 節 4(2)(d)]

3-3. 違法・不当な総会決議の是正

3-3-1. 決議の無効

決議の無効 (会社 830 II)

**事例 3-d** 決議の無効

Y 株式会社の定時株主総会で、次の決議が行われた。①10 人いる株主の中で、B にだけ 1 株当たり 10 万円の剰余金配当を行い、他の株主には行わない決議。②Y 会社が昨年販売を開始した製品 C の販売を中止する旨の決議。Y 会社の定款にはそのようなことを株主総会が決議できる旨の規定はない。なお、Y 会社は取締役会設置会社である。

① : 会社 109 I

② : 会社 295 II

### 3-3-2. 決議の取消し

#### (1) 決議の取消し（会社 831）と無効

会社 831 I ——なぜそういうルール？

なぜ 830 II（3-3-1）はそうでないのか？

決議取消しの訴えについてのルール

#### (2) 取消事由その 1（会社 831 I ①）

招集手続または決議方法の(a)法令・定款違反または(b)著しい不公正

##### **事例 3-e** 決議取消事由

Y 株式会社は、定時株主総会を開催し、[1]取締役 3 名の選任と、[2]剰余金の配当について、決議をした。①株主総会の日が 6 月 28 日であったのに対して、招集通知が発送されたのが 6 月 16 日であった場合はどうなるか（なお、Y 会社は公開会社である）。②上記[2]の決議に関連して株主総会で株主が行った質問に取締役が不当に回答しなかった場合はどうなるか。③株主総会が 6 月 28 日の深夜 0 時に富士山山頂で開催すると通知され、実際に株主総会がそのように開催された場合はどうなるか。④Y 会社の株主 A が議題提案権（会社 303）を適法に行使して「取締役解任の件」という議題を提案していたにもかかわらず、Y 会社がこれを取り上げなかった場合はどうなるか。

①：会社 299 I

②：会社 314

③：

④：

(a)→裁量棄却（会社 831 II）

（ア）違反事実が重大でなく、（イ）決議に影響を及ぼさない と裁判所が認めるとき

**事例 3-f** 招集通知漏れ 1

Y 株式会社は、定時株主総会を開催した。多数の株主（Y 社の議決権を合計で 95%有する）が出席し、出席した株主の議決権の 90%の賛成を得て、取締役の選任決議が可決された。

①上記の場合に、この株主総会の招集通知が、Y 会社の株主のうち、事前に上記決議に反対の意向を示していたアユミさん（発行済株式の 5%にあたる株式を保有）には発送されなかったことが判明した。

②上記の場合に、株主総会に出席していたケンイチが、出席した株主の議決権の 1%にあたる議決権を行使し、決議に賛成した。しかし、ケンイチは、実は株主でなかったことが判明した。

・（ア）と（イ）どちらを重視？

・ どういう瑕疵について裁量棄却できる？

(3)取消事由その 2（会社 831 I ②③）

**事例 3-g** 決議取消事由 2

Y 株式会社は、定時株主総会を開催し、退任する取締役 A に対して退職慰労金 1 億円を支給する決議をした。実は A は Y 会社の株主でもあり（議決権の 60%を保有）、A 以外の株主は皆、そのような決議に反対だった。

(4)取消事由の追加等 [テキスト 4 章 2 節 **5** **1**(2)(c)]

**事例 3-h** 取消事由の追加 [テキスト Case4-7 を一部修正]

A 株式会社の株主である B は、A 会社における平成 22 年 6 月の定時株主総会につき、一部の株主に対して招集通知の発送が行われていない点を取消事由として、同年 7 月、株主総会決議取り消しの訴えを提起した。B は、同年 11 月に、以上の瑕疵に加えて、取締役の説明義務違反を取消事由として追加したいと考えている。

最判昭 51・12・24 民集 30-11-1076



\*最判昭 54・11・16 民集 33-7-709

- ①取消しの訴えの提訴期間内に無効確認の訴え（取消事由を無効事由として主張）提起
- ②提訴期間経過後に決議取消しを主張

### 3-3-3. 決議の不存在

決議の不存在（会社 830 I）

#### 事例 3-i 招集通知漏れ 2

Y 株式会社は株主数が 9 人、発行済株式総数が 5000 株である。株主の 1 人でもある代表取締役 A は、自分の実子 2 人に口頭で株主総会の招集を伝え、株主総会が開催された。しかし、他の 6 人の株主（持株数計 2100 株）には招集通知がなされなかった。

最判昭 33・10・3 民集 12-14-3053

	決議の取消し	決議の無効・不存在
争う方法	決議の取消の訴えだけ	制限なし (決議無効確認の訴え・決議不存在確認の訴えを提起することも可能)
争える人・期間	制限あり	制限なし
決議の効力	取消判決が確定してはじめて無効	はじめから無効

### 3-4. 株主総会の実態

#### (1) 総会屋と利益供与

総会屋＝特殊な株主。会社からお金をゆすり取るために、株主総会の運営を妨害し、あるいは逆に会社からお金をもらって、株主総会の運営に協力する人

→利益供与の禁止（会社 120 I）：民事責任（会社 120ⅢⅣ）＋刑事罰（会社 970）

(2)株主総会の形骸化

(a)形骸化とその理由

①時間

②開催日：毎年6月末の特定の日・特定の時刻

——株主総会が形骸化する理由：

(b)形骸化の帰結と変化の兆し

株主総会の形骸化＝株主総会では会社側が提出した議案がそのまま可決

→株主総会の結果を支配できるのは誰？取締役会（会社 298 I ②IV）？

変化の兆し ①開催時間長期化

②集中開催の緩和

——その理由：持ち合いが解消方向⇔機関投資家の持株割合が増加

機関投資家 [外国の機関投資家についてはテキスト Column4-6]

機関投資家＝顧客から拠出された資金を運用・管理する法人投資家の総称  
広い意味ではいろいろなものが含まれる  
(年金基金、投資信託、保険会社、信託銀行、銀行 etc.)

例：投資信託

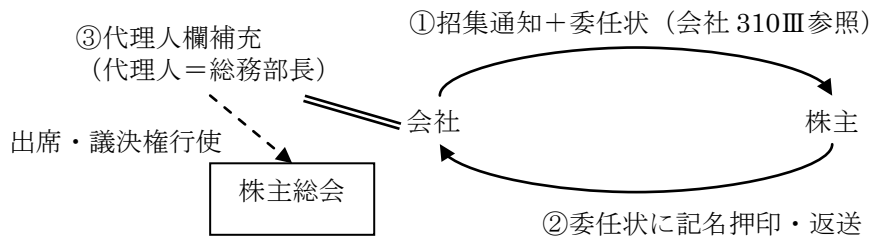
投資信託購入者（多数）が資金を拠出  
拠出された資金をまとめて、株式やその他様々な投資商品を購入して運用  
→利益が上がれば投資信託購入者に分配

(c) 委任状勧誘

上場会社＝定足数の確保が問題

(例：普通決議の定足数 原則 (会社 309 I) ⇔ 例外 (会社 341))

→ 委任状勧誘 (金商 194、上場会社の議決権の代理行使に関する規則 [委任状勧誘規則])



\* 委任状争奪戦 (委任状合戦)

